

○古河市指定特定相談支援事業者等指導監査実施要綱

令和4年3月31日

告示第84号

(趣旨)

第1条 この告示は、市内の障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号。以下「障害者総合支援法」という。)第51条の17第1項第1号に規定する指定特定相談支援事業者(次条第1号において「指定特定相談支援事業者」という。)及び児童福祉法(昭和22年法律第164号)第24条の26第1項第1号に規定する指定障害児相談支援事業者(次条第2号において「指定障害児相談支援事業者」という。)(以下これらを単に「事業者」という。)に対する指導及び監査の実施等について必要な事項を定めるものとする。

(指導方針)

第2条 事業者に対する指導は、次の各号に掲げる事業者の区分に応じ、当該各号に掲げる基準等(第9条において「運用基準」という。)について周知徹底を図ることを方針とする。

(1) 指定特定相談支援事業者

ア 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定計画相談支援の事業の人員及び運営に関する基準(平成24年厚生労働省令第28号)

イ 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定計画相談支援に要する費用の額の算定に関する基準(平成24年厚生労働省告示第125号)

ウ 厚生労働大臣が定める一単位の単価(平成18年厚生労働省告示第539号)

(2) 指定障害児相談支援事業者

ア 児童福祉法に基づく指定障害児相談支援の事業の人員及び運営に関する基準(平成24年厚生労働省令第29号)

イ 児童福祉法に基づく指定障害児相談支援に要する費用の額の算定に

関する基準（平成24年厚生労働省告示126号）

ウ 厚生労働大臣が定める一単位の単価（平成24年厚生労働省告示第128号）

（指導形態等）

第3条 指導の形態は、実地指導とする。

2 実地指導は、その対象となる事業者の事業所において行うものとする。

（対象の選定）

第4条 実地指導の対象は、次の各号のいずれかに該当する事業者のうちから選定する。

（1）前年度及び前々年度において実地指導を行っていないもの

（2）前年度において監査対象となったもの

（3）その他特に実地指導が必要であると認めるもの

（実地指導の実施等）

第5条 市長は、実地指導の対象となる事業者を選定した場合は、あらかじめ実地指導の根拠規定、目的、日時、場所、指導担当職員名、出席を求める者、準備すべき書類等を実地指導日の1箇月前までに指定特定相談支援事業者等実地指導実施通知書（様式第1号）により当該事業者へ通知するものとする。

2 市長は、当該事業者の運営状況をあらかじめ把握するため、別に定める実地指導資料（次項において「実地指導資料」という。）を実地指導日の2週間前までに2部提出させるものとする。

3 実地指導は、前項の規定により提出された実地指導資料に基づき、事業者の関係書類を閲覧し、関係者への面談方式で行うものとする。

4 実地指導は、原則として2人以上の市の職員により行うものとする。

5 市長は、実地指導の終了後、当該事業者の代表者及び関係職員に対して講評を行うものとする。

（結果の通知等）

第6条 市長は、実地指導を実施した場合は、その終了の日から原則として30日以内に指定特定相談支援事業者等実地指導結果通知書（様式第2号）

及び指定特定相談支援事業者等実地指導結果（様式第3号）により当該事業者へ通知するものとする。

（改善状況報告の徴求及び指導）

第7条 事業者は、実地指導の結果、是正又は改善を求められた場合は、前条の規定による通知を受けた日から原則として2箇月以内に指定特定相談支援事業者等実地指導における指摘改善等報告書（様式第4号）により市長に報告しなければならない。この場合において、市長は、是正又は改善事項の内容に疑義があるとき又は是正若しくは改善状況が不十分と認めるときは、必要な指導を行うものとする。

（指摘に伴う自主返還措置）

第8条 市長は、実地指導において、サービス等の内容及び相談支援給付等に係る費用（以下「費用」という。）の請求に関し不当な事実を確認した場合は、当該事業者に対し、指摘を行った事項に係る自主点検の指示を行うものとする。

2 市長は、前項の規定による自主点検の結果、返還すべき費用が確認された場合は、自主返還の指示を行うものとする。

（監査への変更）

第9条 市長は、実地指導中に著しい運用基準違反が確認され、利用者等の生命若しくは身体の安全に危害を及ぼすおそれがあると判断した場合又は費用の請求に誤りが確認され、その内容が著しく不正な請求と認める場合は、実地指導を中止し、直ちに監査を行うことができるものとする。

（監査の方針）

第10条 監査は、事業者のサービスの内容等について、障害者総合支援法第51条の28第2項及び第51条の29第2項並びに児童福祉法第24条の35及び第24条の36に定める行政上の措置に該当する内容であると認められる場合又は費用の請求について不正若しくは著しい不当が疑われる場合（以下「指定基準違反等」という。）において、事実関係を的確に把握し、公正かつ適切な措置を執ることを方針とする。

（監査対象の選定基準）

第11条 監査は、次に掲げる情報を踏まえ、指定基準違反等の確認について必要があると認められる場合に行うものとする。

- (1) 通報、苦情、相談等に基づく情報
 - (2) 費用の請求データ等を分析した情報
 - (3) 実地指導において確認した情報
- (監査の実施方法等)

第12条 市長は、監査の対象となる事業者を決定した場合は、あらかじめ監査の根拠規定、日時、場所、監査担当職員名、出席を求める者、準備すべき書類等を監査実施日の2週間前までに指定特定相談支援事業者等監査実施通知書（様式第5号）により当該事業者へ通知し、別に定める監査資料を監査実施日の1週間前までに2部提出させるものとする。ただし、第9条の規定により実地指導を中止し、監査を行うこととしたとき及び緊急を要するときは、この限りでない。

2 市長は、指定基準違反等の確認について必要があると認める場合は、事業者に対し、報告若しくは帳簿書類その他の物件の提出若しくは提示を命じ、出頭を求め、又は当該職員に関係者に対して質問させ、若しくは事業所に立ち入り、その設備若しくは帳簿書類その他の物件の検査をさせることができる。

3 監査は、原則として2人以上の市の職員により行うものとする。

4 市長は、監査の結果、次条に規定する措置に至らない是正又は改善を要する事項が認められた場合は、当該事項について、指定特定相談支援事業者等監査結果通知書（様式第6号）及び指定特定相談支援事業者等監査結果（様式第7号）により当該事業者へ通知するものとする。

5 前項の規定による通知を受けた事業者は、当該通知を受けた日から原則として1箇月以内に指定特定相談支援事業者等監査における指摘改善等報告書（様式第8号）により市長に報告しなければならない。この場合において、市長は、是正又は改善事項の内容に疑義があるとき若しくは是正又は改善状況が不十分と認めるときは、必要な指導を行うものとする。

(行政上の措置)

第13条 市長は、事業者が指定基準違反があると認める場合は、直ちに障害者総合支援法第51条の28第2項から第5項まで及び第51条の29第2項並びに児童福祉法第24条の35第1項から第4項まで及び第24条の3の規定に基づき次の措置を執るものとする。

(1) 事業者が障害者総合支援法第51条の28第2項各号又は児童福祉法第24条の35第1項各号に掲げる場合に該当すると認めるとき。

ア 事業者に対し、期限を定めて文書により当該各号に定める措置を執るべきことを勧告する。

イ 事業者が勧告に従わなかった場合は、その旨を公示する。

(2) 前号の勧告を受けた事業者が正当な理由がなくその勧告に係る措置を執らなかつたとき。

ア 事業者に対し、期限を定めて文書により当該各号に定める措置を執るべきことを命令する。

イ 事業者が命令に従わなかった場合は、その旨を公示する。

(3) 指定基準違反等の内容が障害者総合支援法第51条の29第2項各号又は児童福祉法第24条の36各号のいずれかに該当するとき。

ア 事業者に係る指定を取り消し、又は期間を定めてその指定の全部若しくは一部の効力を停止（以下「指定の取消し等」という。）する。

イ 事業者に係る指定を取り消した場合は、その旨を公示する。

(聴聞等)

第14条 市長は、監査の結果、当該事業者が命令又は指定の取消し等の処分（以下この条においてこれらを「取消処分等」という。）に該当すると認める場合は、監査後、取消処分等の予定者に対して、行政手続法（平成5年法律第88号）第13条第1項各号の規定に基づき聴聞又は弁明の機会を付与する。ただし、同条第2項各号のいずれかに該当するときは、これらの規定は適用しない。

(返還)

第15条 市長は、監査において、事業者が偽りその他不正の行為により費用の支給を受けたことを確認したときは、障害者総合支援法第8条第2項

又は児童福祉法第57条の2第2項の規定に基づき、当該事業者に対し、その支払った額につき返還させ、及びその返還させる額に当該規定に定める率を乗じて得た額を支払わせるものとする。

(補則)

第16条 この告示に定めるもののほか、事業者に対する指導及び監査の実施等に関して必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この告示は、令和4年4月1日から施行する。

様式第1号（第5条関係）

第 号
年 月 日

（事業者名）

（代表者名） 様

古河市長



指定特定相談支援事業者等実地指導実施通知書

次のとおり実地指導を実施しますので、関係職員の対応について御配慮願いますとともに、関係書類等を準備願います。

1 実地指導の根拠規定及び目的

- （1）根拠規定
- （2）目的

2 実地指導対象となる事業所、日時及び場所

- （1）事業所名称
- （2）日時 年 月 日（曜日） 午前・午後 時 分～ 時 分
- （3）場所 （1）記載の事業所内

3 指導担当職員名（予定）

4 出席を求める者

5 準備すべき書類等

（担当）職名・氏名・電話番号

様式第2号（第6条関係）

第 号
年 月 日

（事業者名）

（代表者名） 様

古河市長



指定特定相談支援事業者等実地指導結果通知書

年 月 日に実施した実地指導の結果について、次のとおり通知します。

- 1 是正又は改善を要する事項が認められる。
- 2 是正又は改善を要する事項は認められない。

是正又は改善を要する事項及び文書による指導事項の詳細は指定特定相談支援事業者等実地指導結果（様式第3号）にて御確認ください。

なお、是正又は改善を要する事項が認められる場合は、是正又は改善のための措置を講ずるとともに、その結果を証明する書類等を添付の上、指定特定相談支援事業者等実地指導における指摘改善等報告書（様式第4号）により、年 月 日までに 課まで報告願います。

（是正又は改善の結果報告に当たっての注意事項）

- 1 是正又は改善の結果を証明する資料等（是正改善計画書、是正改善箇所の写真等）を添付してください。
- 2 是正又は改善を要する事項の性質上、報告期限までに是正又は改善できない事項については、是正又は改善の完了時期を報告するとともに、是正又は改善した後、速やかに報告してください。

様式第3号（第6条関係）

指定特定相談支援事業者等実地指導結果

1 実地指導実施状況等

| | | | | | | | | | | |
|---------------|---------------------------------|---|--|--|----|----------------------------------|--|--|--|--|
| 事業者名等 | | | | | | | | | | |
| 事業所番号 | 特定 | | | | | | | | | |
| | 障害児 | | | | | | | | | |
| 指導日時 | 年 月 日 () 午前・午後 時 分～ 時 分 | | | | | | | | | |
| 指導担当者 職・氏名 | 所属 | 職 | | | 氏名 | | | | | |
| | | | | | | | | | | |
| 事業所等 出席者 | | | | | | | | | | |
| | | | | | | | | | | |
| 対象事業 | <input type="checkbox"/> 特定相談支援 | | | | | <input type="checkbox"/> 障害児相談支援 | | | | |

2 実地指導結果

是正又は改善を要する事項

| 項目 | 是正又は改善を要する内容 |
|----|--------------|
| | |
| | |
| | |
| | |
| | |

様式第4号（第7条関係）

年 月 日

古河市長 宛て

（事業者名）

（代表者名） ⑩

指定特定相談支援事業者等実地指導における指摘改善等報告書

年 月 日に実施された実地指導における指摘事項については、次のとおり是正又は改善しましたので報告します。

事業所名 _____

実施完了日 年 月 日

| 指摘事項 | 是正又は改善の状況 |
|------|-----------|
| | |
| | |
| | |
| | |
| | |

様式第5号（第12条関係）

第 号
年 月 日

（事業者名）

（代表者名） 様

古河市長



指定特定相談支援事業者等監査実施通知書

次のとおり監査を実施しますので、関係職員の対応について御配意願いますとともに、関係書類を準備願います。

1 監査の根拠規定及び目的

- （1）根拠規定
- （2）目的

2 監査対象となる事業所、日時及び場所

- （1）事業所名称
- （2）日時 年 月 日（曜日） 午前・午後 時 分～ 時 分
- （3）場所 （1）記載の事業所内

3 監査担当職員名（予定）

4 出席を求める者

5 準備すべき書類等

（担当）職名・氏名・電話番号

様式第6号（第12条関係）

第 号
年 月 日

（事業者名）

（代表者名）

様

古河市長



指定特定相談支援事業者等監査結果通知書

年 月 日に実施した監査の結果について、別紙指定特定
相談支援事業者等監査結果のとおり通知します。

つきましては、是正又は改善のための措置を講ずるとともに、その結果
を証明する書類等を添付の上、指定特定相談支援事業者等監査における指
摘改善等報告書（様式第8号）により、年 月 日までに
課まで報告願います。

（是正又は改善の結果報告に当たっての注意事項）

- 1 是正又は改善の結果を証明する資料等（是正改善計画書、是正改善箇所の写真等）を添付してください。
- 2 是正又は改善を要する事項の性質上、報告期限までに同上できない事項については、是正又は改善の完了時期を報告するとともに、是正又は改善した後、速やかに報告してください。

様式第7号（第12条関係）

指定特定相談支援事業者等監査結果

1 監査実施状況等

| | | | | | | | | | | |
|---------------|---------------------------------|---|--|--|----|----------------------------------|--|--|--|--|
| 事業者名等 | | | | | | | | | | |
| 事業所番号 | 特定 | | | | | | | | | |
| | 障害児 | | | | | | | | | |
| 監査日時 | 年 月 日 () 午前・午後 時 分～ 時 分 | | | | | | | | | |
| 監査担当者 職・氏名 | 所属 | 職 | | | 氏名 | | | | | |
| | | | | | | | | | | |
| 事業所等 出席者 | | | | | | | | | | |
| | | | | | | | | | | |
| 対象事業 | <input type="checkbox"/> 特定相談支援 | | | | | <input type="checkbox"/> 障害児相談支援 | | | | |

2 監査結果

是正又は改善を要する事項

| 項目 | 是正又は改善を要する内容 |
|----|--------------|
| | |
| | |
| | |
| | |
| | |

様式第8号（第12条関係）

年 月 日

古河市長 宛て

（事業者名）

（代表者名）

印

指定特定相談支援事業者等監査における指摘改善等報告書

年 月 日に実施された監査における指摘事項については、次のとおり是正又は改善しましたので報告します。

事業所名 _____

実施完了日 年 月 日

| 指摘事項 | 是正又は改善の状況 |
|------|-----------|
| | |
| | |
| | |
| | |
| | |